

国際教養大学衛生委員会規程

平成 23 年 1 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 4 6 号

(目的)

第 1 条 この規程は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)、
その他安全衛生関係法令に定めるもののほか、公立大学法人国際教養大学(以下「本
学」という。)における労働災害、健康障害の防止に関する総合的かつ計画的な対策
及び快適な職場環境の形成に必要な措置を講ずることを目的とする。

(衛生委員会)

第 2 条 法第 18 条の規定により、本学に衛生委員会(以下「委員会」という。)を設
置する。委員会の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 衛生管理者
- (2) 産業医
- (3) 本学教職員の中から理事長が指名した者
- (4) 総務課長
- (5) 教職員支援室長
- (6) 施設担当者
- (7) 看護師

(委員会の議長等)

第 3 条 委員会の議長は、前条第 3 号に規定する者とし、当該者に事故等があるとき
は、教職員支援室長が代理する。

(委員会の開催と審議事項)

第 4 条 委員会は月に 1 回開催する。

2 委員会は、法第 18 条の規定に基づき、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に係るものに関すること。
- 四 その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること。

3 委員会は、前項の具体的内容として、労働安全衛生規則(昭和 47 年 9 月 30 日
労働省令第 32 号。以下「規則」という。)第 22 条の規定に定める以下の事項につ
いて審議する。

- 一 衛生に関する規程の作成に関すること。
- 二 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ず

る措置のうち、衛生に係るものに関すること。

三 安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。

四 衛生教育の実施計画の作成に関すること。

五 法第57条の3第1項及び第57条の4第1項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。

六 法第65条第1項又は第5項の規定により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。

七 定期に行われる健康診断、法第66条第4項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断、法第66条の2の規定により自ら受けた健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。

八 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。

九 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。

十 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。

十一 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること。

4 衛生管理者は、委員会の概要を記録し、開催記録を保存する。

（衛生管理者の学内巡視）

第5条 衛生管理者は、規則第11条に基づき毎週1回学内を巡視し、委員会において別に定める職場巡視チェック表により学内の労働安全衛生の状態を確認して必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第6条 本学の労働安全衛生に関する事項は、この規程で定めるもののほか、衛生委員会において定める。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

2 職場巡回チェック表の様式については、当分の間、なお従前の例によることがで

きる。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。